



Total assist 超保険

改定のご案内

2019年10月1日
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何卒よろしくお申し上げます。
なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。
各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

契約全体について

■まとめて割引適用条件の改定 (2019年4月改定)

超保険(新総合保険)のまとめて割引について、適用条件を改定します。

	改定前	改定後
適用条件	超保険(新総合保険)の始期(更新)時点で、以下①~③の補償種類の中から、年間保険料5,000円以上の補償種類を2種類または3種類ご契約される場合*1 ①住まいに関する補償*2 ②自動車に関する補償 ③からだに関する補償(傷害定額、5疾病収入補償、所得補償*3)	超保険(新総合保険)の始期(更新)時点で、以下①~④の補償種類の中から、年間保険料5,000円以上の補償種類を2種類または3種類以上ご契約される場合*1 ①住まいに関する補償*2 ②自動車に関する補償 ③からだに関する補償(傷害定額) ④からだに関する補償(5疾病収入補償、所得補償*3)

*1 超保険(新総合保険)の契約単位に適用します。超保険(新総合保険)の1契約で、同一の補償種類を複数ご契約される場合は、それらの年間保険料を合算してその補償種類の年間保険料とします。

*2 保険期間を2年以上とする超保険(住まいの保険)を除きます。住まいに関する補償の年間保険料には、超保険(新総合保険)の住まいの補償にセットされる地震保険の保険料を含みます。

*3 からだに関する補償(所得補償)は、現在、新規のお引受けを停止しており、所定の条件を満たす場合に限り、更新のみお引受けしています。

■「Web証券」「Web・更新案内ハガキ」の導入および「Web証券割引」の新設 (2019年10月改定)

多様化したニーズへおこたえし、「Web証券」「Web・更新案内ハガキ」の導入および「Web証券割引」を新設します。

(1)「Web証券」の導入	ご契約時に申込書等で、保険証券(保険契約継続証を含みます。)を書面ではなくWeb(ホームページ)で閲覧*1いただく方式(以下、「Web証券」といいます。)をご選択*2いただけるようにしました。なお、「Web証券」をご選択いただいた場合、次回更新時のご案内についてもWeb(ホームページ)で閲覧*1いただく方式となります。詳細は、(2)「Web・更新案内ハガキ」の導入にてご確認ください。
(2)「Web・更新案内ハガキ」の導入	ご契約時に申込書等で、次回更新時のご案内を書面ではなくWeb(ホームページ)で閲覧*1いただく方式(以下、「Web・更新案内ハガキ」といいます。)をご選択*2いただけるようにしました。「Web・更新案内ハガキ」をご選択いただいたお客様には、ご確認が可能となるタイミングに合わせて、更新後のご案内内容の確認方法等をご案内する「更新案内ハガキ」をお送りします。
(3)「Web証券割引」の新設	ご契約のしおり(約款)および保険証券(保険契約継続証を含みます。)について、それぞれ書面ではなく、Web(ホームページ)で閲覧*1いただく方式をご選択いただいた場合に、ご契約内容に応じて年間480円(月払の場合、月々40円)または年間240円(月払の場合、月々20円)の割引を適用する「Web証券割引」を新設します。適用条件等の詳細については、「重要事項説明書」等でご確認ください。

*1 東京海上日動のホームページ内の契約者さま専用ページ(マイページ)でご確認いただけます。

*2 質権設定契約等、一部のご契約はご選択いただけません。

住まいに関する補償(地震保険含む)について

■保険料の改定 (2019年10月改定)

●自然災害や水濡れ損害による保険金のお支払いが増加していることを踏まえ、損害保険料率算出機構が算出する参考純率*1が改定されたこと*2、また、東京海上日動における保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料を見直します。

●建物の所在地や、補償内容等のご契約条件により、保険料が引上げ・引下げとなるケースがあります。

*1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

*2 2018年5月21日に、損害保険料率算出機構が金融庁へ参考純率改定の届出を行いました。

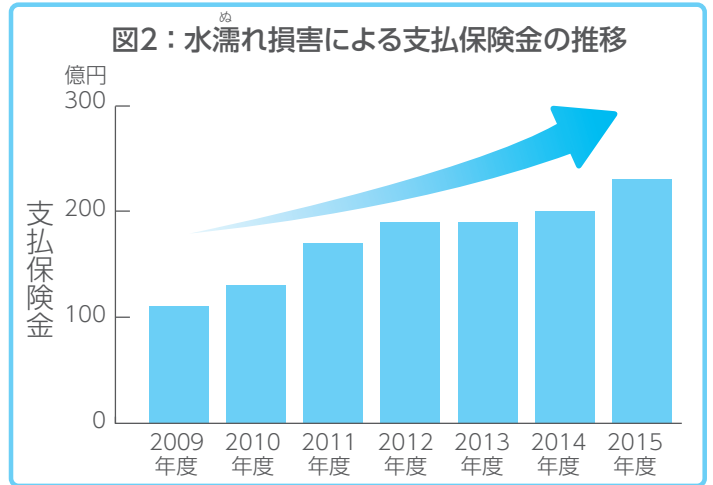
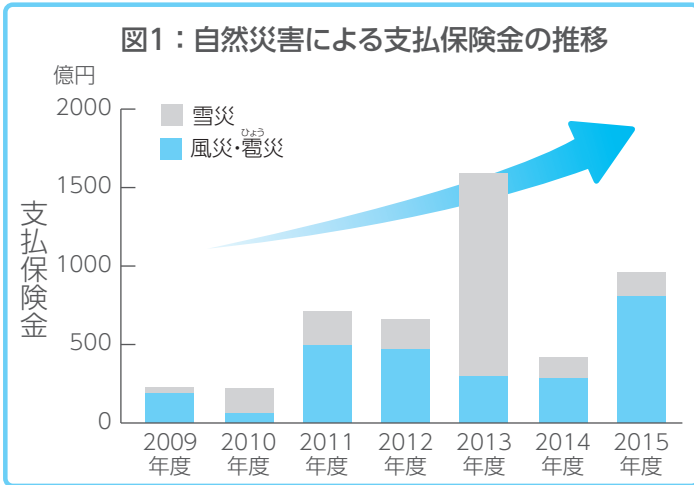


図1:【火災保険】参考純率改定のご案内(損害保険料率算出機構作成)より抜粋

図2:【火災保険】参考純率改定のご案内(損害保険料率算出機構作成)より抜粋

■築浅割引の割引率拡大 (2019年10月改定)

直近の保険金お支払い状況等を踏まえ、よりリスク実態を反映した割引率に変更し、築浅割引の割引率を拡大します*1。

改定後の割引率は、築年数に加えて、建物の所在地、構造級別、補償内容によって異なります。

なお、築浅割引の適用条件に変更はありません。

*1 更新のご契約の場合、築年数の経過に伴い、お客様に実際にご負担いただく保険料が引上げとなる場合があります。詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

	改定前	改定後	【適用条件】
割引率	<p>築年数</p> <p>に応じて、割引率を適用します。</p>	<p>築年数</p> <p>に加え、</p> <p>建物の所在地 構造級別 補償内容</p> <p>に応じて、割引率を適用します。</p>	<p>① 保険の対象が建物であること</p> <p>② 始期日時点で、築年数*2が10年未満であること</p> <p>*2 ご申告いただいた「建築年」から「保険始期年」までの年数とし、暦年*3単位で判定します。</p> <p>*3 暦の上での1年をさします。</p>

■特定設備水災補償特約(浸水条件なし)の新設 (2019年10月改定)

「水災*1による損害の程度*2」にかかわらず、ご自宅の空調・冷暖房設備や、充電・発電・蓄電設備(エネファーム、太陽光発電システム等)、給湯設備(エコキュート等)などの特定の機械設備について、1事故あたり支払限度額(保険金額)を限度に、水災によって生じた損害を補償する特約を新設します。支払限度額(保険金額)は、50万円、100万円、150万円からお選びいただけます。

*1 水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等をいいます。

*2 超保険(新総合保険)の水災の補償では、「水災による損害の程度」が一定の条件*3に該当しない場合、補償の対象となりません。

*3 保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合をいいます。

*水災によって本特約の保険の対象に損害が生じた場合、支払限度額(保険金額)を限度に特定設備水災補償保険金をお支払いします。ただし、普通保険約款において水災による損害保険金をお支払いする場合は除きます。

■ホームサイバーリスク費用補償特約の新設 (2019年10月改定)

住宅内のネットワーク構成機器・設備(パソコン・IoT機器*1等)が、不正アクセス等のサイバー攻撃を受け、セキュリティ事故に対応するために負担した修理費用やデータ復旧費用等を補償する特約を新設します。

また、本特約をセットする場合は、住まいのサイバーアシストをご利用いただけます。

*1 IoT機器とは、インターネットに接続された機器をいいます。

補償	セキュリティ事故対応費用	情報機器等修理費用、データ復旧費用等を補償します(1事故あたり30万円または50万円限度)。
	再発防止費用	東京海上日動が提携会社を通じて、再発防止メニュー*2をご提供します(1事故あたり3万円限度)。 *2 ご自身で所定の再発防止費用を負担された場合も、補償の対象となります。 ※セキュリティ事故対応費用が支払われる場合に、補償の対象となります。
付帯サービス	住まいのサイバーアシスト	インターネット等のサイバートラブルに関する電話相談サービスや、パソコンのマルウェア(不正なプログラム)のリモート駆除サービスを無料でご利用いただけます。 ※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。



■簡易評価基準の改定

(1)新築費単価、年次別指数の改定 2019年1月改定 2019年10月改定

建築費や物価の上昇および消費税増税等を踏まえて、建物の再取得価額*1を算出する際に使用する新築費単価・年次別指数を改定します。

*1 保険の対象を、修理、再築・再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

(2)家財簡易評価表の改定 2019年10月改定

消費税増税等を反映し、家財簡易評価表(家財の所有金額の目安)を改定します。

■地震保険の改定 2019年1月改定

(1)保険料の見直し

地震保険の保険料は、2017年1月以降、数回に分けて*1段階的に改定を行うこととしており、今回は前回(2017年1月)の改定に続く2回目の改定です。

次回以降の保険料改定は、地震の研究データの今後の見直し等の影響を踏まえて実施される予定であり、改定時期・改定率ともに現時点では未定です。

都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*1 保険料の改定を3段階に分けて行い、その間に発生する保険料収入の不足はその後の保険料改定で解消します。

※地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は全社共通のものです。

(2)割引確認資料の拡大

地震保険の割引制度をよりご利用いただきやすくするために、割引適用時の確認資料を拡大します。

確認資料として追加する資料名および確認項目の詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

■地震危険等上乗せ補償特約*1の保険料の見直し 2019年1月改定

地震保険の保険料が見直しされることに伴い、長期かつ安定的に補償を提供し続けていくために、住まいに関する補償の特約としてご契約いただく地震危険等上乗せ補償特約*1の保険料についても見直します。

都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(ご参考)

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、地震保険責任の一定額を民間保険会社が負担し、それを超える巨額な地震損害を政府が負担することにより成り立っていますが、超保険(新総合保険)の地震危険等上乗せ補償特約*1にはこの仕組みがありません。

*1 総合補償条項の「地震危険等上乗せ担保特約」を含みます。

■その他の改定 2019年10月改定

下表のとおり改定を実施します。

(1) 免責事由(保険金をお支払いしない場合)の一部改定	①従来、普通保険約款において「保険金をお支払いしない場合」として規定していた、性質によるひび割れによって保険の対象に生じた損害について、板ガラスの熱割れをひび割れに含めないこととします。 ②盗難・水濡れ等リスクを補償している場合等において、火災、風災等によって生じた事故の際における保険の対象等の盗難を補償の対象とします。
(2) 住まいの選べるアシスト特約における補償メニュー等の改定	①従来、盗難事故においてのみご利用いただけた補償メニューの一部について、火災事故においてもご利用いただけるように変更します。 ②本特約の保険料を引き下げます。 ※住まいの選べるアシスト特約は、「火災・盗難時再発防止費用補償特約」のペットネームです。
(3) 建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約の保険料の改定	建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約について、築年数に応じた保険料体系に変更し、保険料を見直します。

自動車に関する補償について

■車両無過失事故に関する特約の自動セット化 (2019年1月改定)

- お客様に過失のないもらい事故の際に、ノンフリート等級のダウンを気にせず安心して車両保険を利用したいとおお客様のご要望にお応えし、車両無過失事故に関する特約を自動セットし基本補償としてご提供します*1。
- お車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象または動作が生じたことで、運転者等に過失がない事故が生じた場合もノーカウント事故として取り扱います。

*1 車両保険(一般条件)またはエコノミー車両保険(車対車+A)をご契約の場合に対象となります。

このような「もらい事故」のときも、安心して車両保険をご利用いただけます!

相手方の過失割合100%、お客様の過失割合0%でお客様のお車が全損

《お客様の車両保険金額が130万円の場合》

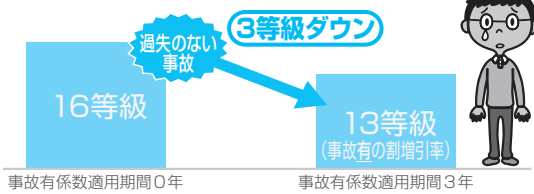
相手保険会社より、損害賠償額としてご契約のお車の時価額100万円を支払うと提示されました。一方、車両保険では130万円が支払われるため、お客様はご自身の車両保険をご請求されました。



本特約をセットしていない場合

更新後のご契約のノンフリート等級は**ダウン**します。

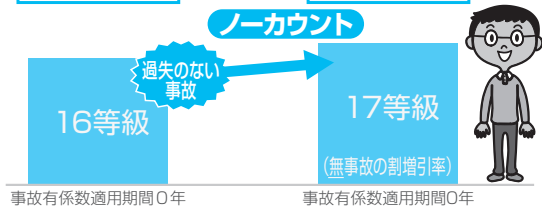
現在のご契約 (1年契約) → 更新後のご契約



本特約をセットしている場合

更新後のご契約のノンフリート等級は**ダウンしません**。

現在のご契約 (1年契約) → 更新後のご契約



本特約の対象となる「過失のない事故」とは?

以下の1.または2.のいずれかに該当する事故をいいます。

1.相手方の車の登録番号等*2および運転者または所有者が確認でき、かつ、ご契約のお車の所有者および使用または管理している方に過失がない場合*3

*2 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

*3 本特約で定める無過失事故の類型に該当する場合に限りです。

《例》

- ①相手方の車が、ご契約のお車に追突した場合
- ②相手方の車が、センターラインをオーバーしたことによりご契約のお車に衝突した場合
- ③相手方の車が、赤信号無視をして交差点に進入したことにより、青信号にしたがい進行したご契約のお車に衝突した場合
- ④相手方の車が、駐車または停車中のご契約のお車に衝突した場合

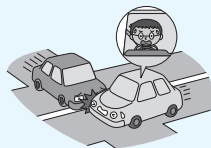
2.上記1.に該当しない他物との衝突・接触またはご契約のお車の転覆・墜落で、次の条件をすべて満たす場合

- ・ご契約のお車の欠陥や第三者による不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作が生じたこと。
- ・ご契約のお車の本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、リコールや公の機関による捜査または調査等の客観的な事実により明らかであること。
- ・補償を受けられる方に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解により確定した、または法令および判例等に照らして東京海上日動が補償を受けられる方に法律上の損害賠償責任がなかったと認めること。

本特約の対象とならない主なケース

優先道路走行中の相手車飛び出し等

お客様が優先道路を走行中、側道から相手車が飛び出してきた事故等であっても、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準では、お客様の過失割合0%とはならず、ノーカウント事故とはなりません。また、お客様の過失割合のご意向が0%の場合でも、事故状況の調査の結果、お客様にも過失が生じると判断される場合には、ノーカウント事故とはなりません。



※事故状況についてお客様と相手方の主張が食い違い、お客様に過失がないことが客観的に認められない場合もノーカウント事故として取り扱うことはできません。

訴訟等の結果、過失割合が生じた場合

お客様の過失割合が0%として、本特約を適用して車両保険金をお支払いした後、訴訟等の結果、相手方との間でお客様に過失割合が生じ、相手方への賠償として賠償責任保険金をお支払いする場合には、等級ダウンします。

車両新価保険特約お支払い時・車両保険の限度額引上げ払時

追突された等お客様に過失のない事故により、車両保険金をお支払いする場合でも、車両新価保険特約を適用するときや、車両保険の限度額引上げ払をするときは、ノーカウント事故として取り扱うことはできません。

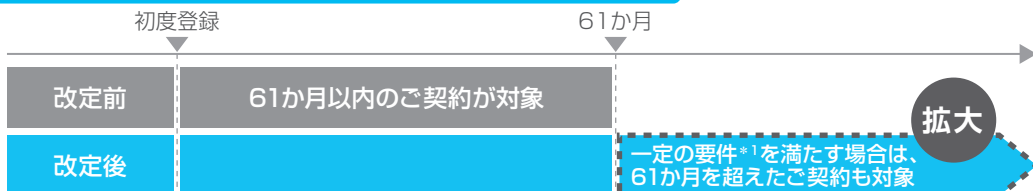


※エコノミー車両保険(車対車+A)は、「車対車」車両損害補償特約(相手自動車確認条件付)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険」のペットネームです。

■車両新価保険特約の適用期間拡大 (2019年1月改定)

満期日時点で初度登録(初度検査)年月から61か月を超えるお車であっても、一定の要件*1を満たす場合は車両新価保険特約のご契約を可能とします。

満期日時点での初度登録(初度検査)年月からの経過月数



*1 始期日時点の協定保険金額が協定新価保険金額の50%以上であること(ただし、ご契約のお車の保険価額に希少性による価値の大幅な増加等がないことが確認できた場合に限りです。)

■その他の改定 (2019年1月改定)

下表のとおり改定を実施します。

(1)ロードアシストの改定	<ul style="list-style-type: none"> ロードアシストの緊急時応急対応サービスを「1回の事故等について車両搬送サービスと合計で15万円を上限に提供する」という内容に改定します。 「車両搬送・レンタカー費用等補償特約(15日)」を改定し、緊急時応急対応サービスによって生じた緊急時応急対応費用を車両搬送費用同様本特約で補償します(1回の事故等について緊急時応急対応費用と車両搬送費用合計で15万円を限度に保険金としてお支払いします。)。また、特約名称を「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」に改定します。 ロードアシストのうち、JAF会員がJAFを利用された場合に提供するサービスを「部品代・消耗品代を保険期間中に1回に限り4,000円を限度に東京海上日動が負担する」という内容に改定します。 緊急時応急対応サービスは東京海上日動が提携会社を手配してご提供しますので、従来どおり事前に東京海上日動へご連絡ください(東京海上日動が手配する提携会社以外を利用する場合は、原則として緊急時応急対応費用をお支払いできません。)。 <p>※車両搬送・レンタカー費用等補償特約(15日)は「車両搬送費用およびレンタカー費用等補償特約」、車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)は「車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約」のペットネームです。</p>																																										
(2)リースカーの補償について	<p>リースカー*1についても、ご契約のお車(被保険自動車)としてご契約いただくことを可能とします。あわせて、リースカー車両費用保険特約およびリースカー車両費用保険の修理費優先支払特約をご契約可能とします。</p> <p>*1 リース業者が1年以上を期間とする賃貸借契約に基づき貸し出す自動車をいいます。</p>																																										
(3)「AEB装置(有無)」「車台番号」の告知・通知の取扱い変更	<p>「AEB装置(有無)」「車台番号」はご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合に告知かつ通知事項としていましたが、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車の場合はASV割引適用期間のご契約*2に限定して告知かつ通知事項とします。</p> <p>*2 始期日がご契約のお車の型式の発売後3回目の料率クラス見直し日より前にある契約をいいます。</p>																																										
(4)6等級(S)、7等級(S)におけるノンフリート等級別割増率区分の統合	<p>6等級(S)、7等級(S)におけるノンフリート等級別割増率を、それぞれ統合(年齢条件区分によらず同一の割増率に改定)します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢条件区分</th> <th colspan="4">改定前</th> <th rowspan="2">対象外車種</th> <th colspan="5">改定後</th> </tr> <tr> <th>年齢問わず</th> <th>21歳以上</th> <th>26歳以上</th> <th>35歳以上</th> <th>年齢問わず</th> <th>21歳以上</th> <th>26歳以上</th> <th>35歳以上</th> <th>対象外車種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6等級(S)</td> <td>28%割増</td> <td>3%割増</td> <td>9%割引</td> <td>4%割増</td> <td></td> <td>6等級(S)</td> <td colspan="4">4%割増</td> </tr> <tr> <td>7等級(S)</td> <td>11%割増</td> <td>11%割引</td> <td>40%割引</td> <td>39%割引</td> <td></td> <td>7等級(S)</td> <td colspan="4">34%割引</td> </tr> </tbody> </table>	年齢条件区分	改定前				対象外車種	改定後					年齢問わず	21歳以上	26歳以上	35歳以上	年齢問わず	21歳以上	26歳以上	35歳以上	対象外車種	6等級(S)	28%割増	3%割増	9%割引	4%割増		6等級(S)	4%割増				7等級(S)	11%割増	11%割引	40%割引	39%割引		7等級(S)	34%割引			
年齢条件区分	改定前				対象外車種	改定後																																					
	年齢問わず	21歳以上	26歳以上	35歳以上		年齢問わず	21歳以上	26歳以上	35歳以上	対象外車種																																	
6等級(S)	28%割増	3%割増	9%割引	4%割増		6等級(S)	4%割増																																				
7等級(S)	11%割増	11%割引	40%割引	39%割引		7等級(S)	34%割引																																				

賠償・費用に関する補償について

■個人賠償責任補償特約の改定 (2019年1月改定)

(1)補償範囲の拡大

以下の損害賠償責任を補償対象に追加します。

①以下a.~c.の他人の財物を損壊*1したことによって補償を受けられる方が負担する損害賠償責任

- a.他人から預かった物・レンタル品等の受託品*2
- b.ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産*3
- c.ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート

②電車等*4を運行不能にした場合に補償を受けられる方が負担する損害賠償責任

③別居の未婚の子等(補償を受けられる方)の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任

*1 ①a.~b.のうち動産については、盗取された場合を含みます。

*2 日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等の一部の物は受託品に含まれません。

*3 セイフティボックスのキーおよびルームキーは施設外に持ち出した場合を含みます。

*4 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(2)保険料の見直し

補償範囲の拡大等を踏まえ、保険料の引上げを行います。

■受託品賠償責任補償特約の販売停止 (2019年1月改定)

個人賠償責任補償特約の補償範囲の拡大に伴い、受託品賠償責任補償特約の販売を停止します。

更新後のご契約は、更新前契約における特約の付帯状況により、下表の取扱いとなります。

○:あり ×:なし

特約の付帯状況	更新前		更新後	<ポイント>
	個人賠償責任補償特約	受託品賠償責任補償特約		
○	○	○	○	更新後契約は、個人賠償責任補償特約のみセットします。
×	×	○	○	受託品賠償責任補償特約は販売停止となりますので、改定後の個人賠償責任補償特約(保険金額1億円)をセットします。

なお、個人賠償責任補償特約では、『受託した地および時における価額が「1個または1組で100万円を超える」受託品』については補償対象外となります。受託品賠償責任補償特約では、「1個または1組で100万円を超える」受託品についても保険金額を限度に保険金をお支払いしていましたが、更新後はお支払いできませんのでご注意ください。

■借家人賠償責任・修理費用補償特約の改定 (2019年10月改定)

(1)借戸室範囲の改定

外灯など門・塀・垣以外の土地に固着、固定された付属屋外設備装置であって敷地内に所在するものを借戸室に含め、補償の対象とします。

(2)免責事由(保険金をお支払いしない場合)の一部改定

従来、「保険金をお支払いしない場合」として規定していた、性質によるひび割れによって保険の対象に生じた損害について、板ガラスの熱割れをひび割れに含めないこととします。

■弁護士費用等補償特約(日常生活)の保険料の見直し (2019年1月改定)

直近の保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料の引上げを行います。

■ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の改定 (2019年10月改定)

「祝賀会費用」について、祝賀会として開催されるゴルフコンペの同日に行われる懇親会等の費用もお支払い対象となることを約款上明記します。

からだに関する補償【傷害定額】について

■保険料の改定 (2019年10月改定)

直近の保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料を改定します。

■「交通乗用具」におけるペダルなし二輪遊具およびドローンの取扱いの明確化 (2019年10月改定)

ペダルなし二輪遊具(ストライダー等)およびドローンは「交通乗用具」に含まないことを約款上明記します。

からだに関する補償【5疾病収入補償】について

■仕事と介護の両立サポート特約の保険金受取人の範囲拡大 (2018年10月16日より改定)

仕事と介護の両立サポート特約の保険金受取人は、保険の対象となる方(5疾病収入補償の保険の対象となる方の親。以下、同様とします。)としておりましたが、2018年10月16日以降は、「保険の対象となる方および一定の範囲内の親族」の中から1名をご指定いただくことが可能となります。なお、保険の対象となる方以外を保険金受取人にご指定される場合には、必ず保険の対象となる方の同意をいただく必要がございますので、ご注意ください。

※更新を迎えるご契約だけでなく、現在ご契約いただいている超保険(新総合保険)の保険期間の途中で仕事と介護の両立サポート特約の保険金受取人をご指定(変更)することも可能となります。

※仕事と介護の両立サポート特約は、「介護補償保険金特約(要介護2用)」のペットネームです。

その他

■介護アシストの新設 (2019年1月改定)

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します「介護アシスト」を新設します。

介護アシストの新設に伴い、「デイリーサポート」のサービス内容を縮小(介護関連サービスは介護アシストへ、健康関連サービスはメディカルアシストへ統合)します。「デイリーサポート」では、法律・税務相談、社会保険に関する相談、暮らしの情報提供のみご提供します。

※ご契約者および補償を受けられる方(保険の対象となる方)と、そのご親族にご利用いただけます。

※更新前のご契約において、総合補償条項または超保険(生命保険)をご契約のお客様は、超保険(新総合保険)の保険期間に関わらず、2019年1月1日からご利用可能となります。

【ご参考】 ご家族生活支援サービスの提供範囲拡大 (2019年1月22日より改定)

「ご家族生活支援サービス」の提供対象に、保険期間を2年以上とする超保険(住まいの保険)または超保険(生命保険)のみのご契約を追加します(保険始期日を問わず、2019年1月22日からご利用いただけます。)。これにより、すべての超保険契約で「ご家族生活支援サービス」のご利用が可能となります。

※このチラシは、トータルアシスト超保険のご契約を対象としております。

※「トータルアシスト超保険」「超保険」は、東京海上日動の「新総合保険、住まいの保険、地震保険」、東京海上日動あんしん生命の所定の生命保険のペットネームです。

※このチラシは、2019年1月、2019年4月、2019年7月および2019年10月に実施の超保険改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細につきましては「重要事項説明書」「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。「ご契約のしおり(約款)」はホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)でもご確認ください。ご不明な点等がある場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※ご契約に関する個人情報、東京海上日動プライバシーポリシーにもとづき取り扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご参照ください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-110-894

受付時間：24時間365日

お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-323-523

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時(年末年始は除く)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp